

日台漁業取決めの白紙撤回を求める意見書

石垣市の行政区域である尖閣諸島周辺水域を対象とする日台漁業取決めが平成25年4月10日に締結され同年5月10日に発効された。

これまで再三にわたり本市漁業者の生産現場が失われることが無いよう十分に配慮すること並びに漁業水域の設定にあたっては、日本側の主張する排他的経済水域の地理的中間線を基本として協議するよう強く申し入れてきたが、台湾側が主張する暫定執法線よりも広い水域での自由な操業を容認することとなり、台湾側に大幅に譲歩したものであり、好漁場の縮小・競合を余儀なくされた本市漁業者にとって不利益となったことは明白であり極めて遺憾である。また、同取決め発効前より北緯24度50分以南の我が国排他的経済水域内においても台湾漁船の違法操業は繰り返され、政府が強調するルール作りなど到底無理なことであり有名無実である。

同取決めにおいては、いずれか一方より6か月前に取決めの効力を終了させる意思を書面により通知すれば取り決めに失効すると定められている。

よって、本市議会は、本市漁業者の頭越しに決定された日台漁業取決めの白紙撤回を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月25日

沖縄県石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、農林水産大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
水産庁長官